

農業次世代人材投資資金と研修奨励金の選択は？

就農に向けた研修を開始

農業次世代人材投資資金を検討する

次に研修奨励金を検討する

交付対象者の要件をクリアしているか

- 就農予定時の年齢が**原則50歳未満**で、次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している。
- 県が認めた研修機関等で、概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上研修を受ける。
- 常勤の雇用契約を締結していない。
- 失業給付など国の他の事業による交付等を受けていない。
- 「一農ネット」に加入している。
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下である。
- 傷害保険に加入する。

【確定申告等について】

- 「雑所得」となるので確定申告が必要。
- 所得税の扶養控除から外れる。

【報告義務について】

- 研修中は、研修状況報告(10月・3月か4月)。
- 就農後は、就農報告(1回)及び就農状況報告(7月・1月)等を6年間提出する。

研修終了後の要件をクリアできるか

- 研修終了後1年以内に、※独立・自営就農、雇用就農又は親元就農する。
- 親元就農の場合、就農後5年以内に農業経営を継承(**農地の所有権移転又は利用権設定が必要**)するか、法人の場合は経営者になる。
- 独立・自営就農の場合、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者になる。
- 就農を交付期間の1.5倍(最低2年間)継続する。
- 就農状況報告等を6年間行う。

※【独立・自営就農】

- 農地の所有権又は利用権を有するほか、農業機械を所有するなど農業経営に関する主宰権を有する。

はい

いいえ

農業次世代人材投資資金の申請
(農業公社に手続き)

研修奨励金の申請
(市町村に手続き)